

令和3年3月23日から  
令和3年3月23日まで

標 茶 町 議 会  
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

## 令和3年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

### 第1号(3月23日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第2号 専決処分した事件の承認について	4
議案第31号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第32号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第33号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第34号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第35号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	9
議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	14
議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	14
閉議の宣告	16
閉会の宣告	16

## 令和3年第2回標茶町議会臨時議会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年 3月23日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第31号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第32号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第33号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第35号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
- 第 8 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

### ○出席議員（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 渡邊定之君  | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君  | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君  | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君   | 9番 本多耕平君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 |          |

### ○欠席議員（1名）

- 10番 黒沼俊幸君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤吉彦君
副町	長	牛崎康人君
総務課	長	齊藤正行君
企画財政課	長	武山正浩君
住民課	長	伊藤順司君
保健福祉課	長	石塚剛君
農林課	長	長野大介君
観光商工課	長	三船英之君
育成牧場	長	常陸勝敏君
教育	長	島田哲男君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐藤弘幸君
議事係	長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和3年標茶町議会第2回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
9番・本多君、 11番・鴻池君、 1番・渡邊君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まずはじめに、本臨時会の招集理由であります。新型コロナウイルス対策に係るワクチン接種を実施するための器具あるいはシステム整備等の緊急的な費用を3月16日付で専決処分をいたしました令和2年度一般会計補正予算について、ご報告申し上げ、その承認をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策や消耗品などの費用、地域おこし協力隊員がより活動しやすいよう雇用形態を見直すこ

とに伴う、人件費の組み替え追加の費用を盛り込んだ令和3年度一般会計補正予算について、また、昨年12月に可決いただきました中小企業振興融資等の財源のため創設しました標茶町新型コロナウイルス感染症対応基金条例について、その存続期間を1年延長する条例改正など、そのご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

令和3年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたく存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎報告第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第2号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第2号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分であります。

令和3年2月開催の第1回臨時会において可決いただきました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の業務内容の見直しと新たに新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修のための費用を追加したいというものでございます。

内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業100万円の増額でございます。

なお、本件は3月16日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願ひ申し上げるものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第12号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和2年度標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第12号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,386万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 負担金の関係で100万つきましたが、この自治体情報システム協議会というのは、事業の、なんといいですか、するたびに負担金を支払うことになるのでしょうか。そのへんの仕組みがわからないものですから教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

北海道自治体情報システム協議会というものが、各町村がそれぞれ扱っているシステム、共同利用ということで扱っているんですが、今回の100万円につきましては、コロナの関係で改めてシステム改修が必要になったというところで、各自治体に負担を求めているもので、共同で開発して共同で運用するという協議会なものですから、当初予定していなかったものがでるごとに必要な負担金についてはそれぞれの町村が負担していくという形になっております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎議案第31号ないし議案第33号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第31号、議案第32号、議案第33号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第31号、議案第32号、議案第33号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

先の町議会で議決いただいた3件の条例について、事後の点検を行っていたところ、条文中に適当ではない表現が含まれていたため、定例町議会から時間がたっておりませんが、適切な条文とするため、改めて改正を提案するもので、まずもってお詫び申し上げます。

なお、本議案に限らず、議会への上程につきましては、複数で内容確認を行うなど、確認作業をおこなっておりますが、いっそう確認を徹底してまいりますので、ご容赦、ご理解いただきたいと思います。

それでは、以下、内容についてご説明申し上げます。議案書3ページ、議案説明資料1ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対象表となっております。

議案第31号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページにまいります。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第101条第2項中「市が認めた場合は」を「町が認めた場合は」に、「市が認めた日から」を「町が認めた日から」に、「市が定めるもの」を「町が定めるもの」に、「市が次期の」を「町が次期の」に改める。

附則といたしまして

この条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。

次ページ、議案第32号にまいります。なお、説明資料は2ページから5ページになります。

議案第32号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページにまいります。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第39条中「市の区域外」を「町の区域外」に改める。

第58条第2項中「市が認めた場合は」を「町が認めた場合は」に、「市が認めた日から」を「町が認めた日から」に、「市が定めるもの」を「町が定めるもの」に、「市が次期の」を「町が次期の」に改める。

第71条第9項中「市長が定める研修を」を「町長が定める研修を」に改める。

附則といたしまして

この条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。

次ページ、議案第33号にまいります。議案説明資料は6ページになります。

議案第33号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページにまいります。

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第20号の2中「市長が定める基準に」を「町長が定める基準に」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第31号、議案第32号、議案第33号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないもの認めます。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、議案第32号、議案第33号は原案可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第34号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、令和2年度におこなっている、標茶町中小企業振興融資地域応援資金及びセーフティネット4号及び5号の融資を受けている場合の利子補給事業、信用保証料補助事業の財源とする基金につきましては、令和7年度末までに積み立てることができるとしておりましたが、令和3年度についても同様に利子補給事業、信用保証料補助事業を行うこととし、積立の期間を令和8年度末までに改正し、対応してまいりたいというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。議案9ページをお開きください。また、議案説明資料7ページの条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

議案第34号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制

定について

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページにまいります。

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年標茶町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則といたしまして

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第34号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第1号）であります。

昨年1月15日に日本で第1号の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、その猛威は依然、衰えることなく全国規模で感染者が発生しており、釧路管内においても感染者が増加をしているところであります。

このような中であって本町においては感染者はおりませんが、経済活動にさまざまな影響を受けているところであります。

そこで、国の第3次補正予算を受け、経済的支援を行おうするもので、昨年に引き続き町内に事業所等を有する事業者に対する融資資金の利息の補助及び町内事業者に対する臨時的給付金の支給、宿泊費の助成やアウトドアアクティビティの利用料を助成する経費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業にかかわる経費として、歳入歳出それぞれ1億1,103万2,000円を追加し総額を121億3,703万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,738万6,000円、中小企業特別融資貸付利子補給補助金93万8,000円、セーフティネット貸付利子補給補助金244万7,000円、標茶町新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金3,000万円、宿泊施設応援事業助成金1,880万円、アウトドア応援事業助成金1,400万円、抗原検査キット購入70万2,000円の増額、それと地域おこし協力隊にかかる人件費等を14款からそれぞれの所管課の属する款へ組替えを行っております。

基金積立金として、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金に中小企業特別融資貸付利子補給補助金、セーフティネット貸付利子補給補助金に係る令和4年度から令和8年度分の補助金1,392万円を積み立てるものです。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合負担金はコロナウイルスに係る消耗品の購入に係る分として、81万8,000円を増額しております。

歳入につきましては、特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で2件の提案をしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,103万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,703万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいま

の説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項は地域応援資金（令和3年度）、補正後の期間ですが令和4年度から令和10年度、限度額を融資金4,000万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）332万円とするものです。

次に事項ですが、セーフティネット利子補給資金（令和3年度）、補正後の期間ですが令和4年度から令和13年度、限度額を融資金2億円に対する利子補給（年1.0～1.2%）1,355万1,000円とするものです。

18ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項ですが、地域応援資金（令和3年度）、補正後でご説明いたします。債務負担行為の限度額、融資金4,000万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）332万円。当該年度以降の支出予定額、令和4年度から令和10年度、金額でございますが、332万円。財源内訳ですが、その他で321万9,000円、一般財源10万1,000円とするものです。

次に事項ですが、セーフティネット利子補給資金（令和3年度）、補正後の債務負担行為の限度額ですが、融資金2億円に対する利子補給（年1.0～1.2%）1,355万1,000円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和4年度から令和13年度、金額で1,355万1,000円。財源内訳ですがその他で1,070万1,000円、一般財源を285万円とするものです。合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額6億1,429万円、前年度末までの支出見込額3億4,311万6,000円、当該年度以降の支出予定額2億7,117万4,000円、財源内訳ですが国道支出金2,227万5,000円、その他で5,656万9,000円、一般財源を1億9,233万円とするものでございます。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

質疑は歳入・歳出に分け、歳出は款ごとに行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 12節、委託料、業務委託料で1,700万円の内訳を教えてください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

委託料の内訳でございますが、今回、コールセンターというところを新しくコロナの受

付業務として立ち上げる予定でございまして、そこに600万円、それから高齢者等の移送の部分につきまして、タクシー会社への委託等を考えておりまして、300万円。それと接種券の65歳以上については既に発注済なんですけれど、65歳以下の人達への接種券の印刷業務の委託が200万円、それからシステム改修で600万円というところで、合計で1,700万円という内容になっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」に声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款・商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 11ページ、観光費です。地域おこし協力隊補助金70万円、この内容について教えてください。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 今、観光商工課のほうで1名地域おこし協力隊を任用しているんですが、今年度新たに5月以降にもう一人採用して活動していただきたいと考えております。

協力隊の活動の内容でございまして、情報発信を主にやっていただくということで、魅力的な写真や映像資料を撮影、制作していただきながらSNS等を活用しながら観光を広く周知していただくという目的で採用予定でございまして、ご質問がありました70万円については家賃補助になっておりまして、5月以降の家賃補助になります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

本多君。

○11番（本多耕平君） 同じく18節のアウトドアあるいは宿泊施設ということで、この資料の中で人数がアウトドア関係で2,800人、宿泊関係で4,700人とあるのですが、この人数ですとか、泊りの分の基礎データは何をもとにしたのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず宿泊のほうでございまして、標茶町内における宿泊事業所の1日の最大収容人数、事業期間が4月28日から2月いっぱいまでの10か月間を想定しておりますので、収容人数掛ける10か月、それに、以前は2年度につきましては道民限定としていたんですが、今回、利用者全員対象にしますのです、掛ける2として積算をしております。

（何事かいう声あり）

○観光商工課長（三船英之君） 宿泊事業所が今、13、標茶町内にありますので、その

1日の最大収容人数に事業期間は4月28日から2月28日までの10か月間と想定しておりますので、収容人数掛ける10、それに2倍にしております。2倍というのは北海道民限定にしていたものを利用者全員としたものでして、それで4,720人というふうに積算をしております。

それからアウトドアでございますが、大人2,800人、子ども1,400人、合計4,200人としておりますが、親2名、子ども1名それに土日・祝日10日間、その10か月掛ける、町内に事業所が7か所ありまして、それに7を掛けまして、これにつきましても北海道民限定から利用者全員としておりますので掛ける2として、合計4,200というふうに積算しております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） と言いますと、アウトドアの関係あるいは宿泊の関係についても、最大をみたということでもいいのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 今年度実施しました事業をもとに、このくらい的人数であれば、現在の利用率をひろえるということで想定して積算しております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 11ページの積立金、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金事業の資料の中に商工業者及び農業、林業、漁業者という対象があげられているんですけど、農業者について具体的にそういう事実が発生しそうかどうかお聞きします。

（「積立金のほうじゃないから」の声あり）

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず事業の部分ですけれども、1年間の売り上げが前年比で50%ということなんですけれども、現在の状況としては把握はしていませんですけれども、昨年7月に補正した部分で農畜水産ということで給付金を今やっておりますして、現在、相談中を含めると27件、これから交付するであろうというところがありまして、その部分につきましてはひと月の売り上げが前年比でありますので1年間を通してというところでは、全て把握できてはいないんですけれども、最大ということで想定しているところで、業種の部分でいうと、農林、畜産だとかという部分でそれを含めた中で、想定、あればということで業種は外さないという形で、今回、農林・水産の一次産業も入れているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 農業について26とか27とかっていう意味ではないんですね、漁業、林業含めての今お答えいただいた26、27の答えは。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今相談ある部分について、27件の内訳については、酪農・畜産で22件、畑作・水耕栽培等で4件、漁業で1件というような形になっております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、14款・職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条・債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は、原案可決されました。

#### ◎議案第36号ないし議案第37号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第36号、議案第37号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第36号、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

まず最初に議案第36号であります。本案につきましては、令和3年4月25日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下内容についてご説明申し上げます。

議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野14線西2番地2、氏名は栗栖一巳、生年月日は昭和28年5月2日であります。栗栖氏の経歴につきましては資料により省略させていただきますが、見識が高く、平成27年4月から固定資産評価審査委員会委員としての任務を果たされております。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下内容についてご説明を申し上げます。

議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜11丁目4番地、氏名は井上 栄、生年月日は昭和29年9月6日であります。井上氏の経歴については資料により省略させていただきますが、商工会事務局長として勤務し、また、国保運営協議会会長、病院運営委員会委員長の経験など見識の高い方であります。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第36号、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第36号のご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

次に議案第37号のご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

議題2案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議題2案は、議案ごと起立により採決いたします。

はじめに、議案第36号に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案同意されました。

次に議案第37号に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案同意されました。

#### ◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、令和3年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午前11時00分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 9番 本多 耕平

署名議員 11番 鴻池 智子

署名議員 1番 渡邊 定之

